

IFPEX 2024

第27回 油圧・空気圧・水圧国際見本市
International Fluid Power Exhibition

第27回

油圧・空気圧・水圧国際見本市

出展申込書

本申込書のコピーをとり、
必ず控えとしてください。

申込要項・出展規定(裏面)に基づき下記のとおり出展を申し込みます。

年 月 日

●出展会社名(和文)

●出展会社名(英文)

※共同出展社がある場合、下記にご記入下さい。

■共同出展会社名(和文)

■共同出展会社名(英文)

●本社所在地 〒

●代表者氏名

(代表者役職)

●展示会責任者(役職・氏名)

■展示会担当者所在地 〒 □□□ □□□□

■担当所属部課名

■役職

■展示担当者名

■TEL

■FAX

■E-mail

■URL

◆申込小間数

- 主催団体正会員 320,000円(税別) × []小間 = 円
主催団体賛助会員 340,000円(税別) × []小間 = 円 ※別途消費税を
一般 380,000円(税別) × []小間 = 円 頂戴いたします。

◆スポンサーシップ申込

- プラチナスponsor []小間 × 出展料* + 300,000円(税別) = [合計] 円
ゴールドスponsor []小間 × 出展料* + 200,000円(税別) = [合計] 円

※出展料金は上記の団体正/賛助会員および一般出展料に準ずる ※別途消費税を頂戴いたします。

◆出展者ワークショップ 参加する 申込セッション数 []セッション ※1セッションにつき100,000円(税別)◆展示方法 A:並列小間 B:ブロック小間(4小間以上の偶数小間) C:独立小間 [15小間以上で装飾5mまで可能]

◆和文招待状を[]枚希望する(無料) ◆ポスター(A1)を[]枚希望する(無料) ◆英文招待状を[]枚希望する(無料)

◆主要展示物分類 油圧機器 空気圧機器 水圧機器 油圧関連機器/応用機器 空気圧関連機器/応用機器 水圧関連機器/応用機器 その他

◆主要展示物 (製品名、用途などをご記入下さい。)

本展示会にあわせて新製品を発表する予定のご出展者はチェックを入れて下さい。[製品名:]

◆必要とする設備に関してご記入下さい。[参考 - 正式には出展者説明会時に配布する出展者マニュアルに沿って提出してください]

●空気配管を 1.必要とする 2.必要としない ●給排水工事を 1.必要とする 2.必要としない

【送付先】 株式会社ティ・シー・エス 内 IFPEX展示会事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-32 芝大門トーセイビル TEL: 03-3432-4722 FAX: 03-3432-4730 E-mail: info@ifpex.jp

【請求書発行/入金先】 主催者 産経新聞社

申込受付日

No.

出展規約

●出展申込

出展を希望されるかたは、本出展申込書に所要事項をご記入の上事務局まで郵送でお送りください。なお、出展物が展示会の主旨にそぐわない場合は出展をお断りする場合があります。

※出展申込書はIPPEX展示会事務局株式会社ティ・シー・エスへご送付ください。

●募集小間数

400小間

●出展申込締め切り

2024年4月19日(金)

●出展料金支払方法

出展申込書にもとづき、主催者の産経新聞社より請求書をお送りしますので請求書に記載の指定日までに指定口座にお振り込みください。なお、期限内にお支払いいただけない時は、出展を取り消させていただく場合もございますのであらかじめご了承ください。手形でのお支払いは受けません。

●出展申込後の小間キャンセル

出展申込後に申込小間数および申込面積の一部または全部をキャンセルすることは原則としてできません。但し主催者がやむをえないと判断した場合、文書にて通知していただき、下記キャンセル料をお支払いいただきます。

キャンセルの文書到着の時期

2024年4月19日まで	出展料の50%
2024年4月20日以降	出展料の100%

●出展料に含まれる費用

- ・展示スペース
- ・基礎小間設営費(バックパネル/サイドパネル/システムパネル使用)
※但し、独立小間は除く。
- ・基準時間内の会場使用料金
- ・共用施設の工事費および維持費
- ・来場者プロモーション費
- ・WEBガイドへの原稿掲載費
- ・ユーザー向け招待状製作費
- ・来場者サービスにかかわる費用(会場案内などの製作)
- ・会場事務局運営・安全管理・警備費用

●出展料に含まれない費用

- ・出展者の自社小間装飾費・搬入費および運営費用
- ・電気供給一次幹線工事と二次側工事費および使用料
- ・ガス・水道などの設備(一次幹線工事費および二次側工事費と使用料)
- ・臨時電話などの通信回線の架設費用と通信料金
- ・自社出展物および対人障害などの保険料
- ・会場設備・備品および他社展示物の破損・紛失弁償代
- ・放置された装飾資材などの残材、ゴミ処分に係る費用
- ・その他通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

●出展小間レイアウト

小間レイアウトにつきましては、①申込順、②小間数、③出展製品、④美演の有無、などを勘案したうえ主催者実行委員会にて決定し、出展者説明会において発表いたします。

●出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展者または出展申込者が、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換する場合は主催者の許可を得てから行ってください。

●小間内の出展者常駐

出展者およびその代理人は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを着用し、かならず小間内に常駐し、来場者との対応および出展物の管理にあたることとします。

●補償

出展者およびその代理人が他の小間、展示会運営設備または展示会場の設備および人身などに損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。

●保険

出展者は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをおすすめいたします。

●出展物の搬入・搬出と撤去

展示物などの会場への搬入期間および会場での設営工事期間などの詳細は出展者説明会にてご案内します。

会期中は主催者の承認なしに展示物を搬入・搬出・撤去および移動することは出来ません。展示品や小間内の保守および清掃は、出展者の責任で行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示品および物品は、出展者の費用で主催者が撤去します。

●マイク使用と音量制限

小間内でのマイクを使用した商品説明、AV機器の音量、製品自体が発生する音量は隣接する小間との関係により常識範囲で極力制限してください。また、小間内での音楽の生演奏は厳禁とします。

●展示会の運営と免責

主催者は展示会の業務を円滑に実行するために、各種規定などの制定、修正を行います。またこの出展要項に記載のない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行う

ことができます。

出展者が「出展要項」ならびに「展示規則」その他出展者マニュアル上での規定などに違反した場合は、出展をお断りすることがあります。この場合、既に払い込まれた出展料などは返却いたしません。主催者は、搬入などの準備から撤去までの全期間を通して警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。

●展示会の延期・中止

- (1)天災地変、疫病(感染症)の広範囲にわたる流行及び本展示会の会場周辺での地域的な流行を含む)、社会インフラ(電力、通信、交通機関を含む)の重大な障害、テロ、公権力の行使その他不可抗力により本展示会開催が困難と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期又は中止(取りやめ、開催期間中の一時的な中止を含む。本条において以下同じ)を決定できるものとします。
- (2)主催者は、前項に基づき本展示会の開催を中止した場合、それに伴って出展者に生じた損害について何ら賠償する責任を負わないものとします。但し、本展示会を事前に中止した場合は、中止決定日までに要した諸経費等(中止決定日までに支払い義務が生じた経費を含む)を出展料金から差し引き、残金があった場合は出展者に返金します。なお、主催者が出展者に対して出展料金を返金するのは本条に規定されているもののみです。
- (3)主催者が第1項に基づき本展示会の開催を延期する場合、出展者の支払った出展料金は、当該延期された展示会への出展料金に充当するものとします。但し、本展示会が大幅に延期されることにより、出展者の営業活動上、本展示会へ出展する意義に重大な影響があることを出展者が主催者に通知し、主催者がそれを認めた場合、出展者は、出展契約を解除することができるものとします。その場合、主催者は、本条第2項に準じて出展料金の返却を行うものとします。
- (4)主催者は、本展示会が中止又は延期された場合であっても、出展者に対し、本条第2項及び第3項に定められた返金を行う以外、何ら債務を負担しないものとします。
- (5)本展示会が主催者の責に帰すべき事由により中止となった場合、主催者は、出展料金を全額出展者に返金します。この場合、出展者は主催者に対して、本展示会中止によって生ずる一切の損害賠償請求を行わないものとします。
- (6)本展示会が主催者の責に帰すべき事由により延期となった場合、出展者は出展契約を解除することができます。この場合、出展料金は全額返金しますが、本展示会延期によって出展者に損害が生じて、主催者に対して損害賠償請求を行わないものとします。
- (7)本条第1項に定めるほか、出展者、来場者、主催者等(本展示会の運営に関係する者を含む)の生命・健康・財産に被害が及びおそれのある事態が生じた場合、主催者は主催者の判断により、本展示会の延期又は中止を決定できるものとします。その場合、主催者は本条の規定を適用することがきるものとします。

●解除

- (1)出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、主催者は、何らの通知催告なしに、また出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに「出展契約」を解除できるものとします。
 - ①所有物件又は権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は租税公課の滞納督促若しくは滞納による保全差押を受けたとき(但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く。)
 - ②支払停止があったとき、又は破産、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始の申立があったとき
 - ③手形交換所から不渡報告又は取引停止処分を受けたとき
 - ④監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
 - ⑤出展者又は展示を予定している展示物が、本展示会開催目的や出展対象に不適宜と主催者が判断した場合、その他出展者の社会的信用にかかわる民事上、刑事上又は行政法上の問題、違法又は不当な行為、犯罪行為その他が行われ又はその恐れがあると認められ、出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に妥当性を欠くと主催者が判断したとき
 - ⑥暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき、又はこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したとき
 - ⑦出展者が「請求書」の期日までに「出展料金の振込み」を行わないとき
 - ⑧出展者が本規約各条項の一に違反し、主催者からの催告にもかかわらず、主催者が定めた相当期間内に当該違反状態が治癒されないとき
- (2)本条に基づき主催者が「出展契約」を解除した場合、出展者は出展料金の全額の支払いを免れず、すでに「出展者」が出展料金を支払った場合でも、主催者は一切返金する義務を負わないものとします。
- (3)本条に基づき主催者が「出展契約」を解除した場合、当該出展者に損害が生じたとしても主催者はこれを賠償する責めを負いません。また、解除により主催者に生じた損害について、主催者が当該出展者に対して損害賠償請求することを妨げないものとします。

●出展要項と展示規則の承認

すべての出展者あるいは代理人は本出展要項および主催者が制定する各種規則を承認したものとします。

●出展までのスケジュール

- ①出展申込書のご提出
出展を希望されるかたは、本規約をよくご覧いただき、出展申込書をご提出ください。
 - ②出展料の請求書は、出展申込いただいた日から順次送付いたします。
請求書記載の指定日までに「お支払い」ください。
尚、手形でのお支払いはお断りいたします。
 - ③出展者説明会の開催
出展者の皆様に、展示会の準備・運営に関するマニュアルや電気などに関するもの等、各種申込書をお配りし、搬入・装飾工事・運営ならびに搬出に関する説明を行います。
出展者説明会の開催は2024年5月中旬～5月末を予定しています。
 - ④搬入・会期・搬出
主催者基礎工事および
出展者装飾および機器搬入
開催期間
搬出(即日撤去)
- | |
|----------------------|
| 2024年9月16日(月)・17日(火) |
| 両日とも9:00～18:00 |
| 2024年9月18日(水)～20日(金) |
| 2024年9月20日(金) |
| 17:00～21:00 |